

・焼却灰等の放射性物質濃度測定結果

測定検体 <small>(放射性物質濃度)</small>	12月 2日測定 <small>(単位:ベクレル/キログラム)</small>				11月 4日測定 <small>(単位:ベクレル/キログラム)</small>				10月 4日測定 <small>(単位:ベクレル/キログラム)</small>				9月 5日測定 <small>(単位:ベクレル/キログラム)</small>				備 考
	よう素		セシウム		計	よう素		セシウム		計	よう素		セシウム		計		
	131	134	137	計		131	134	137	計		131	134	137	計			
① 固化灰	不検出	220	320	540	不検出	270	330	600	不検出	420	510	930	不検出	370	430	800	・セメント固化後
② 焼却灰	-	-	-	-	不検出	44	51	95	不検出	58	74	132	不検出	65	64	129	・薬剤処理後
③ 堆肥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	・代表試料(3回測定平均)

1) 測定機関:日本環境㈱ 埼玉支店

2) 測定月:平成23年 9月~12月

3) 測定方法:ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法(測定機器:オルテック社製 GEM20-70)

4) 検体種別詳細: ①ろ過式集じん機で処理し捕集した排ガスに含まれるダスト及びEDV(有害ガス除去装置)で処理し捕集した排ガスに含まれるダストをセメントで混練したもの
②主に陶器やガラスくず状のもので焼却処理に適さないもの(薬剤処理)
③リサイクルフラワーセンターで生成する堆肥

5) 焼却灰等埋立基準(国): ①ばいじん、焼却灰:8,000ベクレル/キログラム以下
<「一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)」に埋立処分できる>
②ばいじん、焼却灰:8,000ベクレル/キログラム超過~100,000ベクレル/キログラム以下
<「一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)」に場所を定めて一時保管>
(平成23年 6月28日付け環境省通知による)

6) 堆肥の暫定許容値(国): ①堆肥:400ベクレル/キログラム以下
(平成23年 8月 1日付け農水省通知による)